

第3回人権条例（仮称）検討委員会議事概要

1 開催日時・場所

令和4年1月18日（火）午後3時から4時10分
県庁18階特別会議室

2 意見交換（要旨）

- 条例案について、次の意見があった。

「障害者」の漢字表記について

言葉が変わることで差別意識が変わるものもあるが、人そのものを指す言葉は、言葉が変わっても差別意識は変わらないものもある。

障害の表記を変えても、障害に対する差別はなくなる訳ではないだろうと思う。条例の制定を機に、こういうことも含めて、自然なかたちで変えていくよう呼びかけて貰いたい。

条文の「である」文体について

- ・ 県民へ働きかける人権条例としては、「です、ます」の文体の方が県民にはなじみやすいのでは。
- ・ 条文は硬い表現にならざるを得ないので、前文では丁寧な表現をした。

前文について

- ・ 人権問題に、日本固有の人権問題である「部落差別をはじめとして」を入れていただき、その他人権課題についても明確に表記しており、評価している。
- ・ 県条例で性的指向、性自認を表記するなど評価できると考える。

条例制定について

条例が制定され、今後、各方面に働きかけて、県民の意識を高めることが大切。